

FAX : 043-222-0541

現場検査申込書

※ 希望する検査に
✓を入れてください。

- 万叶35 中間検査
 万叶35 竣工検査
 特定工程 中間検査
 完了検査

申 込 日	平成	年	月	日
番 号	千建住第	号	第適建	号
建主氏名				
現場所在地				

会 社 名	
担 当 者 名	
検査希望日	平成 年 月 日 ()
連 絡 先	TEL : FAX :

お申込みありがとうございます。

検査日時の確定は、検査の2日前までにご連絡いたします。

予約状況により、検査日の変更をお願いする場合がございます。

※ 検査申請書は、検査手数料を添えて検査前日までに必ず提出してください。

株式会社 千葉県建築住宅センター

〒260-0013 千葉市中央区中央 4-8-5 建築会館

TEL 043-222-0321 FAX 043-222-0541

《建物の検査を受けて安全安心》

建築基準法

第7条（建築物に関する完了検査）

建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

第7条の2（国土交通大臣等の指定を受けたものによる完了検査）※等に知事指定を含む
条文を省略